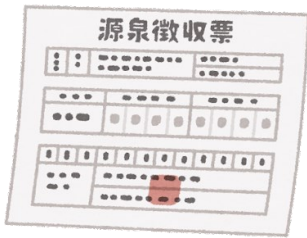


『定額減税アリの年末調整 注意したい4つのポイント』

今年の年末調整は例年以上に厄介だ。定額減税があるためである。特に次の4つの点に注意すべきだ。

1つ目は合計所得金額だ。「年末調整の対象者は給与年収2000万円以下だから全員定額減税の対象」と思いたいところだが、実は違う。役員が個人の所有物件を会社に賃貸している場合、給与所得と不動産所得の合計が1805万円を超えることがある。こうなると年末調整は受けられても定額減税は受けられない。

2つ目は家族の異動だ。就職や離婚で家族が扶養から外れることがある。原則、年末時点で同一生計配偶者や扶養親族が要件から外れると控除も定額減税も受けられない。ただし死亡だけは特別だ。年の途中での異動理由が死亡ならば、配偶者控除や扶養控除、定額減税の対象になることを覚えておきたい。



3つ目は16歳未満の扶養親族だ。「扶養控除を受けられないから」と申告書に書かないケースが散見される。しかし16歳未満でも扶養親族は定額減税の対象となる。書き漏れに要注意だ。

4つ目は国外在住の家族だ。所得税では条件に見合えば所得控除を受けられる。しかし定額減税だと国外の家族は対象外となってしまう点を意識したい。

『財政金融政策の経験を語る 黒田前日銀総裁が講演（前）』

財務省の広報誌ファイナンス10月号は東京大学公共政策大学院で行われた黒田東彦前日銀総裁の講演「財政金融政策に関する私の経験」を前編、後編に分けて掲載している。前編では、黒田氏が東大法学部を卒業して大蔵省(現財務省)に入省した1967年から、アジア通貨危機を経て財務官として為替の安定とアジア経済の復興に努めた2003年までのさまざまな経験について、エピソードを交えながら語った。

入省当時は大臣官房秘書課調査係に配属され、総合職の採用の手伝いや職員の研修などを担当した。その後、理財局国債課企画係長となり、71年8月にニクソンショックが起きて1ドル360円が崩壊、1ドル300円台へ円高に進んだ時期だった。日本政府は変動相場制から固定相場制に戻りたいと交渉、12月に再び1ドル308円で固定することができた。当時の黒田氏は「そうしたシステムは長続きしない」として変動相場制を主張し、この考えをファイナンスに書いたが「若気の至りでした」と述べた。副財務官として92～93年に東京サミット準備に携わったこと、93～96年のバブル崩壊の影響を体験したことなどを紹介。97年のアジア通貨危機当時は国際金融局長だったが、アジア通貨基金に合意できなかつたと振り返った。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com